

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月28日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井市長本町202番地

氏名 株式会社ミルコン
代表取締役社長 星田 典行

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-52-8007

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ミルコン 丸岡工場
事業場の所在地	坂井市丸岡町長畝15-1-1
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E21(窯業・土木製品製造業)
②事業の規模	1,130,064千円(製造品出荷額(前年度実績))
③従業員数	91人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(日本産業規格 A列4番)

別紙①

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

④産業廃棄物の一連の処理の工程	○がれき類 処理業者(破碎・固化)へ委託(処理後は原料として再資源化)
	○ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 処理業者(破碎・選別)へ委託(処理後は原料として再資源化)
	○汚泥 処理業者(脱水/混練)へ委託(処理後は再生利用) 処理業者(脱水/混練)へ委託(処理後はセメント原料として再資源化) 処理業者(脱水/混練)へ委託(処理後は埋立)
	○廃プラスチック類 処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分)
	○紙くず 処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分)
	○木くず 処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分)
	○廃油 処理業者(油水分離/混合)へ委託(処理後は燃料(製品)化) 処理業者(油水分離/混合)へ委託(処理後は焼成してセメント原料として再資源化) 処理業者(油水分離/混合)へ委託(処理後は埋立)
	○廃アルカリ 処理業者(混合)へ委託(処理後は再資源化) 処理業者(混合)へ委託(処理後は焼却(最終処分))
	○廃酸 処理業者(混合)へ委託(処理後は再資源化) 処理業者(混合)へ委託(処理後は焼却(最終処分))

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 可燃物、不燃物、金属くず、古紙くず(段ボール等)、ペットボトルの分別を行い、他の廃棄物が混入しないように保管している。可燃物・不燃物を除くものは廃棄物として排出しないよう取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別することにより再生・再資源化できる廃棄物を検討する。

別紙②

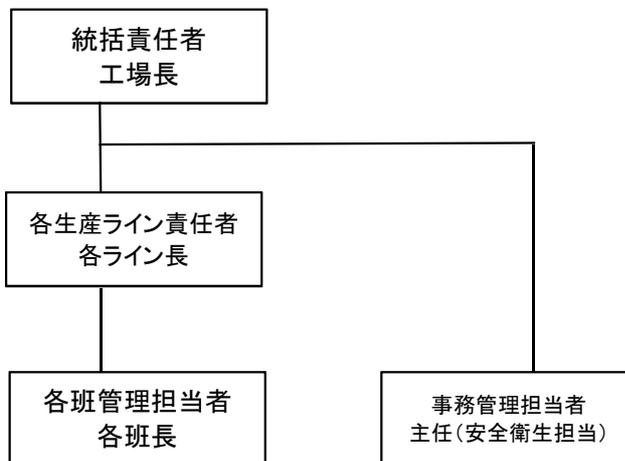
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

○廃棄物の管理に関する体制

下記の体制で、廃棄物の発生抑制、適正処理を適切に進める上で必要な事項を検討する。

責任者	統括責任者	工場長	処理方針の策定、処理業者の決定
構成人員	各生産ラインの廃棄物管理責任者	各ライン長	各生産ラインの廃棄物数量管理と適正処理管理
	廃棄物管理担当者	各班長	廃棄物の分別、保管状況の把握
	文書管理担当者	主任 (安全衛生担当)	処理計画作成、委託契約管理、マニフェストの交付・管理等

(管理体制図)



別紙③

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	914.57 t	496.58 t	88.512 t	71.28 t	19.5 t
	（これまでに実施した取組） 不適合品の減少によるコンクリート製品廃棄量抑制とコンクリート使用量計算適正かによる余剰コンクリート量と汚泥量抑制。型枠用発泡スチロール作成歩留まり改善による廃プラスチック類の排出抑制。コピー用紙の両面使用による紙くず発生抑制。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥	廃プラスチック類	紙くず
	排出量	823 t	446 t	79 t	64 t	17 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き上記に取り組む。紙くずについてはペーパーレスを推進し、排出量を抑制する予定。					
①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	木くず	廃油	廃アルカリ	廃酸	
	排出量	13.42 t	0.2555 t	0.0115 t	0.002 t	
	（これまでに実施した取組） 保管状況改善による製品仮置き用木材（バタ角）の排出抑制。過剰購入をしないことによる廃油、廃アルカリ、廃酸の排出抑制。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	木くず	廃油	廃アルカリ	廃酸	
	排出量	12 t	0.2 t	0 t	0 t	
	（今後実施する予定の取組） 引き続き上記に取り組むとともに、製品仮置き用木材は代替材料を使用し排出量を抑制する。運送用木製パレットは運送業者に持ち帰らせ再利用を促す予定。					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙④のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄			

別紙④-1

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	914.57 t	496.58 t	88.512 t	71.28 t	19.5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	88.512 t	71.28 t	19.5 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
（これまで実施した取組） 委託基準やマニフェスト交付義務等の法令を遵守した上で、処理を委託。						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	汚泥	廃プラスチック類	紙くず
	全処理委託量	823 t	446 t	79 t	64 t	17 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	79 t	64 t	17 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t
（今後実施する予定の取組） 上記に加え、できるだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に現地確認するよう努める。						

別紙④-2

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	木くず	廃油	廃アルカリ	廃酸
	全処理委託量	13.42 t	0.2555 t	0.0115 t	0.002 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	13.42 t	0.2555 t	0.0115 t	0.002 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 委託基準やマニフェスト交付義務等の法令を遵守した上で、処理を委託。					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	木くず	廃油	廃アルカリ	廃酸
	全処理委託量	12 t	0.2 t	0 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	12 t	0.2 t	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 上記に加え、できるだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に現地確認するよう努める。					